

<暫定認定研修施設の申請について>

暫定認定研修施設は腹腔鏡の手術件数、学会参加および発表、論文発表などの修練が一定以上あるものの、地域性などの事情により日本産科婦人科内視鏡学会技術認定制度規則第4章第14条3) 腹腔鏡技術認定医との手術件数規定 を満たすことができない場合に、腹腔鏡技術認定医の受験資格の要件を付与することを目的として暫定的に認定される制度です。暫定認定研修施設は2019年1月からの認定を開始し、原則として期限を5年間としています。詳しい内容は暫定認定研修施設に関する細則に記載がありますので、ご一読下さい。

1) 認定申請に必要な症例数について

Q1：年間症例数が50症例に満たない場合は申請できますか？

A1：腹腔鏡手術が過去3年間連続して、年間50例以上であることが必要です。

2) 技術認定医の在籍について

Q2：技術認定医は不在での申請が可能でしょうか？

A2：技術認定医が不在でも申請可能なのが暫定認定研修施設になります。

ただし、「暫定認定研修施設に関する細則」にある条件を満たす常勤医が1人必要となります。(暫定認定研修施設指定常勤医と呼びます)

3) 暫定認定研修施設指定常勤医について

Q3：技術認定医との手術経験数とは？また手術の経験数は？

A3：暫定認定研修施設指定常勤医の技術認定医との手術経験数は、10件以上必要となります。ただし経験症例として過去任意の時点でよく、執刀ではなく助手で構いません。

暫定認定研修施設指定常勤医は術者として100件以上の腹腔鏡手術経験を有する必要があります。腹腔鏡検査のみ(腹腔内観察・生検も含む)、ロボット支援手術は手術実績として認められません。

Q4：本法人認定研修施設に属する本法人認定技術認定医(腹腔鏡)から恒常的に手術指導を受けられる環境にあることとは？

A4：技術認定医から指導を受けられる環境とは、当該施設への技術認定医による出張手術指導があること、または当該施設から本学会認定研修施設への手術研修が可能な環境を有することを指します。

Q5：学会発表や論文に関する決まりはありますか？

A5：日本産科婦人科内視鏡学会技術認定制度規則第4章第14条6) および7) にある技術認定医申請要件と同等の要件を満たす必要があります。

Q6：学会への参加は必須でしょうか？

A6：本法人主催の学会において開催されている学術研修会に直近5年間で3回以上出席している必要があります。

4) 日本産科婦人科学会専攻医指導施設の認定資格について

Q7：日本産科婦人科学会専攻医指導施設ではない場合は申請できますか？

A7：細則第1条第2項、(2)の要件を満たさぬ場合は、その要件を満たす施設を研修連携施設として申請してください。その際に「研修連携施設申請書」をご提出ください。

Q8：日本産科婦人科学会専攻医指導施設とは、どの区分（基幹施設、連携施設、連携施設(地域医療)、連携施設(地域医療-生殖)）の認定施設を差しますか？

A8：いずれの区分でも構いません。

5) 研修連携施設について

Q9：研修連携施設とは、他都道府県の施設を記載し申請することは可能ですか。

A9：可能です。

Q10：連携施設申請書を記載しております。連携先の日本産科婦人科学会の施設番号がわかりません。

A10：日本産科婦人科学会のHP（下記）に記載がございます。

http://www.jsog.or.jp/public/shisetu_number/index.html

Q11：連携施設申請書のAの太枠内は、自施設を記載するのですか？

A11：研修連携先の施設（相手先）の情報をご記載ください。

6) 他科のバックアップについて

Q12：バックアップ体制として申請が必要な診療科を教えてください。

A12：外科及び泌尿器科のバックアップを必須とします。麻酔科のバックアップは必須条件とはしておりません。なお、外科及び泌尿器科は各々別施設であっても問題ありません。

Q13：外科および泌尿器科に、内視鏡技術認定医がいなくてもバックアップ体制として申請できますか。

A13：連携がとれるのであれば、内視鏡技術認定医がいなくても申請できます。

Q14：各バックアップの連携施設は、個人病院などを記載してもよろしいでしょうか？

A14：施設の規模は問いません。緊急時、実際に連携がとれる施設をご記載ください。

7) 変更届について

Q15：暫定認定研修施設指定常勤医が不在となりました。

A15：暫定認定研修施設の取り下げを 1 ヶ月以内に提出する必要があります。暫定認定研修施設には保留制度がありませんので、貴施設の暫定認定研修施設資格は返上となります。

Q16：移転などにより施設名が変更となりました。変更連絡は必要ですか？

A16：定期報告時に、施設名が変わった旨、ご報告ください。

8) 定期報告について

Q17：年次報告は必要ですか？

A17：年次報告は必要です。年次報告を提出されない場合には理由のいかんを問わず施設登録を抹消いたします（暫定認定研修施設に関する細則第 7 章第 6 条 1）。

Q18：暫定認定研修施設の年次報告はどのようになる予定ですか？施設所属の暫定認定研修施設指定常勤医が外勤先で手術指導した場合、どのように報告すればよいですか。

A18：暫定認定研修施設に在籍するすべての暫定認定研修施設指定常勤医の先生に対して、自分の勤務施設および他施設で手術指導をした場合など、すべての指導実績を暫定認定研修施設年次報告書に記載していただくことになっております。

9) 更新申請について

Q19：更新は何年後になりますか。

A19：暫定認定研修施設は期限を 5 年間として、更新を行う予定はありません。5 年間で暫定認定研修施設指定常勤医は技術認定医の資格の取得が求められます。

10) 技術認定の申請資格について

Q20：暫定認定研修施設に所属する医師が技術認定医を申請する場合に必要な条件は何ですか？

A20：①暫定認定研修施設に 6 ヶ月間勤務、②コンセンサスミーティングに 1 回以上の参加になります。暫定認定研修施設指定常勤医とは異なり、技術認定医との手術件数要件は設けませんが、これら以外は通常の認定申請と同様になります。